

家賃支援金制度について

令和 6 年 7 月 1 日より、若手社員の支援及び自社線(ポートアイランド線、六甲アイランド線)近郊に居住して頂くことを目的として家賃支援金制度を導入しました。

支給対象者

満 30 歳未満かつ勤続 3 年以内の正社員

※休職者(出向休職者を除く)は対象外となります。

支給要件

- ・神戸市内に居住していること。
- ・本人名義の賃貸物件に居住し、扶養控除申告上で世帯主であること。
- ・指定交通機関または徒歩通勤若しくは自転車通勤であること。

※自動車やバイク通勤は対象外となります。

支給額

家賃	支給額(月額)	
	指定区域 (中央区・東灘区・灘区・兵庫区)	指定区域外 (その他の区)
5 万円未満	10,000 円	3,000 円
5 万円以上 7 万円未満	15,000 円	4,000 円
7 万円以上	20,000 円	5,000 円

※家賃が家賃支援手当を下回る場合は、家賃の金額が上限になります。

※家賃には、管理費及び共益費は含みません。

その他

その他の事項については、家賃支援手当支給要綱によります。